交通ルールやマナーを守り、安全に利用しましょう

改定された「自転車安全利用五則」を守りましょう

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号にしたがって安全をよく確認してから通行しましょう。

道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全をよく確認してから通行しましょう。

③夜間は必ずライトを点灯

夜間、自転車で道路を通行するときは、必ずライトを点灯しましょう。

④飲酒運転は禁止

飲酒をしての運転は、非常に危険です。自動車の場合と同じく自転車も飲酒運転は禁止です。

⑤ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減させるために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を自転車に乗せて走行する場合も、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約６割は頭部を損傷しています（平成29年～令和３年合計）。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

問合せ　町民課 交通担当　☎029－288－3111（内線 111）

運転免許証の自主返納をお考えの方へ

高齢運転者運転免許自主返納サポート事業のご案内

県では、運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に対して、さまざまな特典サービスを提供することで、運転に不安を感じる高齢者の方が自主返納しやすい環境づくりを行うため、「高齢運転者運転免許自主返納サポート事業」を実施しています。

この事業は、自主返納者に交付される「運転経歴証明書（有料）」を提示することで、協賛事業者からさまざまな特典サービスを受けられるものです。

特典内容の例　割引サービス、粗品の進呈、購入品の配送料優待または無料サービス、理美容の送迎サービス、宅配手数料の無料サービス 等

事業者の皆さまへ　高齢運転者運転免許自主返納サポート事業に協賛いただける事業者を随時、募集しています。詳細は、県ホームページをご覧ください。

問合せ　茨城県県民生活環境部 生活文化課 安全なまちづくり推進室　☎029－301－2842
町民課 交通担当　☎029－288－3111（内線 111）

御前山・那珂川の魅力を発信してみませんか？

御前山・那珂川地域案内人養成ツアーを開催します

御前山・那珂川広域連携協議会では、「御前山・那珂川地域案内人養成ツアー」を次のとおり開催します。御前山・那珂川の魅力を発信し、地域案内人（ガイド）として、活動の場を広げてみませんか？興味のある方は、ぜひご参加ください。

日　時　３月４日（土）　午前９時～午後３時
コース　・御前山ハイキング（約3.7km）
・御前山ダム湖周回ハイキング（約６km）
集合時間　午前８時50分
集合場所　道の駅かつら 河川敷駐車場（御前山37）
持参品　弁当、飲み物
募集人数　先着15名
参加費　無料
申込方法　申込先まで電話にてお申し込みください。
申込期限　２月24日（金）まで
その他　地域案内人養成ツアーとして実施しますが、案内人を希望されない方も参加できます。なお、天候および新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。
申込先・問合せ
常陸大宮市役所商工観光課観光振興グループ
御前山・那珂川地域連携協議会事務局
☎0295－52－1111（内線275）

スケジュール

9：00　道の駅かつら出発
御前山ハイキング
（西登山口～鐘撞堂～東登山口）
説明内容　御前山の自然、御前山の歴史、ハイキング道等
11：30　道の駅かつら到着後、自車で移動
11：40　御前山ダム公園
12：00　昼食
昼食後　ダム堤、ダム湖周回ハイキング（時計回り）、見晴らしスポット
説明内容　御前山ダム、ノジュール、伊勢畑地域の歴史、ビオトープ等
14：30　御前山ダム公園にてツアーの反省および意見交換
15：00　解散

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯へ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、申請により国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。

全額免除

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病（１か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合）を負った世帯

一部免除
（主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた割合を減免）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯で、主たる生計維持者が次のア～ウのすべてに該当すること
ア．事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入が、前年と比べて30％以上減少する見込みであること
イ．前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
ウ．収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免対象　令和４年４月１日から令和５年３月31日までに納期限が設定されている保険税（料）
申請方法　申請される方は、事前に健康保険課までお問い合わせください。申請には、電話請求または町ホームページから入手した申請書の提出が必要となります。
申請期限　令和５年３月31日（金）まで
※会社都合等の理由により失業し、雇用保険の求職者給付を受給されている方は「特例対象被保険者等に対する国民健康保険税の軽減」が適用となりますので、本減免の対象となりません。ただし、給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれる方は、減免措置の対象となる場合があります。
申請先・問合せ　健康保険課　☎029－288－3111（内線143・144）

城里町地域活性化イベント支援事業等補助金
地域活性化に取り組む皆さんの活動を支援します

町では、町民活動の促進および文化・スポーツの振興等を図ることを目的に、町内の住民団体等が実施する地域を活性化させるイベント等の経費の一部を補助します。

対象団体　次の要件をすべて満たす団体
- 町内に在住、在勤、在学する方を過半数として構成する組織
- 営利活動、政治活動、宗教的活動を主目的としていないこと
- 定款、規約、会則、その他の定めにより、団体として運営上の規律が確保されていること 等

対象事業　次の要件をすべて満たす事業
- 住民団体等が自主的、主体的に企画、実施している事業
- 目的を持ち、長期的展望に立って企画している事業
- 地域特性、地域資源を有効に活用している事業
- 地域課題の解決に資する事業
- 町内外から一定の集客が見込まれる事業

補助額　上限30万円
対象経費　事業の達成に直接必要な経費(報償費や旅費、消耗品費等)
交付決定　審査委員会にて審査のうえ、交付の可否・金額等を決定します。
申請方法　補助金を希望する団体は、交付申請書等の提出が必要となります。
申請期限　３月３日(金)まで
※申請方法や必要書類等の詳細は、町ホームページをご覧いただくか、まちづくり戦略課までお問い合わせください。
申請先・問合せ　まちづくり戦略課　☎029−288−3111(内線228)

郷土資料館からのお知らせ
「桂雛・つるし雛・常陸手まり展」を開催します

伝統的な材料や技法によって制作されている町指定無形文化財「桂雛」。県の郷土工芸品にも選ばれている「桂雛」を、「つるし雛作り教室(岩船地区分館)」、「常陸手まり愛好会(桂公民館)」の皆さんの作品とともに展示します。

手仕事で作られた華やかな作品たちが運ぶ館内の春をどうぞお楽しみください。

展示期間　２月21日(火)～３月５日(日)
※休館日の２月23日(木)、27日(月)を除く
開館時間　平日：午前10時～午後６時
土曜・日曜日：午前10時～午後５時
展示場所　郷土資料館展示室(桂図書館内)

▲過去の展示会場の様子

▲桂雛

▲つるし雛

▲常陸手まり

問合せ　郷土資料館(桂図書館内)　☎029−289−4946

国民健康保険に加入している方へ
医療費通知の送付について

町では、国民健康保険に加入している方に、健康管理や医療費の管理に活用していただくため、医療費通知(医療費のお知らせ)を送付しています。通知が届いた方は記載内容をご確認ください。

医療費通知について

医療費通知は年５回(６月、８月、10月、12月、翌年２月)、世帯ごとにかかった医療費についてお知らせしています。**なお、令和５年度からは医療費通知の送付が年２回、A４様式に変更になります。**

通知は医療機関から城里町国民健康保険に請求された診療報酬明細書(レセプト)を元に作成しています。医療機関の窓口では10円未満を四捨五入した金額を支払うため、通知に記載される自己負担額と差額が生じることがあります。

医療費通知は確定申告に使用できます

町からお送りしている医療費通知は、確定申告で医療費控除の適用を受ける際に添付する「医療費控除の明細書」として使用することができます。なお、昨年11月、12月診療分については確定申告の時期以降の送付となりますので、医療機関等からの領収書等に基づき「医療費控除の明細書」に転記のうえ、医療費控除の手続きを行ってください。

問合せ　健康保険課　☎029−288−3111(内線142)

「学びたい」を応援！
城里町奨学生を募集します

町では、経済的な理由により修学が困難な方に無利子で学費を貸与しています。

募集人員　若干名

貸与月額

○高等学校・高等専門学校(１～３年課程)・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校(高等部)／30,000円以内

○大学・短期大学・専門学校(専修学校専門課程)・高等専門学校(４年課程以上)／50,000円以内

貸与期間　在学(進学)する学校の正規の修業期間

返還期間　貸与終了月の６か月後から10年以内

出願方法　①～⑦を申込先に提出してください。

①願書　②誓約書　③奨学生推薦調書(学校長作成)
④所得証明書(父母等および連帯保証人)
⑤在学証明書または合格通知書
⑥同意書(連帯保証人)
⑦印鑑登録証明書(連帯保証人)

※①～③、⑥の様式は申込先で配付、または教育委員会ホームページから入手したものを使用してください。

申込期間　２月13日(月)～３月３日(金)

申込先・問合せ

教育委員会事務局　☎029−288−7010

町長コラム

若いファミリー層から選ばれて、令和４年は城里町への転入超過数がさらに拡大！

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

令和３年度になんと16年ぶりに転入者(398名)が転出者(395名)を上回ったことを昨年７月号のコラムでお知らせしました。このたび令和４年(１月～12月)の集計(外国人を除く)ができましたので、報告させていただきます。

転入が400名に対して転出が377名となり、23名の大幅な転入超過となりました。転出入の詳細は右表のとおりで、10歳以下の子どもの転入超過が38名と最も多くなっています。子どもだけで引っ越しはできないので、30代・40代の親世代も転入超過になっています。転出は10代・20代に集中しており、進学・就職・結婚などの際に転出していると思われます。しかし、子どもが小学校３～４年生くらいになるまでに城里町に引っ越してくる若いファミリーが多いため、全体として大幅な転入の超過となっています。

町外から転入してきた子育て世帯の方々が城里町の宅地や住宅を購入することも多く、城里町は「子育てをしたい町」として選ばれるようになってきました。このような評価を維持していくことが、住みよい城里町を守っていくことにつながるのだと思います。

2022年(１月～12月)城里町の転出入

年代別	転 入	転 出	差
０歳～10歳	56	18	38
11歳～20歳	25	37	−12
21歳～30歳	116	162	−46
31歳～40歳	88	73	15
41歳～50歳	34	26	8
51歳～60歳	29	20	9
61歳以上	52	41	11
合　計	400	377	23